

## 平成25年度徳島県障害者施策推進協議会 議事録

### 1 日 時

平成25年10月18日（金）

午後15時～16時

### 2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】（18名）

富澤彰雄（会長），秋田清美，緒方静子，高原光恵，矢部佐和子，藤代和美，小出雄一（代理出席），富樫一美，川島成太，加藤幸代，佐々木才子，堀田正文，西村三希子，久米清美，平光江，清水博，山口洋，郡俊恵（代理出席）

#### 【事務局】

障害福祉課，健康増進課，労働雇用課，建築開発指導課，教育委員会特別支援教育課

### 4 会議次第

#### i 開会

#### ii 議事

- (1) 徳島県障害者優先調達推進方針について
- (2) 障害者制度改革（障害者差別解消法）について
- (3) 「障害」の「害」の「ひらがな表記」について

#### iii 閉会

【会長】はい、ありがとうございました。それでは、事務局から3つの議事について説明を頂きました。ただ今の説明について、委員皆様のそれぞれのお立場、また県民の一人として、ご意見等をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。どなたからでも、どこからでも結構でございます。はい、どうぞ。

【委員】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律とありますが、その差別をする人、と言ったらおかしいかもしれませんが、健常者なり障害者も共になのですが、私はもうずっと前から、自分自身の中に差別はあると言ってきたのですが、本当に差別をしている人がこの法案をどのようにして知るのだろうかと思います。まず健常者の方ですよね。私たち障害者を持っている者にとっては、いつも何となく勉強を少しずつ出来ていってると思うのですが、一般の人達に、この法律がありますよ、ということはどうやって県の方では推進していくのでしょうか。

【会長】はい、ありがとうございます。啓発活動のところにあるかと思いますが、施行日は28年4月1日ということですが、今のところの県のお考えがあったら、よろしく願いいたします。

【障害福祉課長】すみません。ただ今のご質問でございます。先程の説明にもありましたが、この法律に関しましては、まず国の方で基本方針を作り、その後、例えば各県においても、それぞれにおいて対応要領を作っていくようになっています。従って、国の方針等十分に踏まえて、県としてもそのようなことを、対応をして参りたいと考えています。それに、啓発活動に関しては、従来から当然、障害差別に関して、それはあってはならないこと、ということは当然私共も行ってきましたが、今後とも、こういう法律が成立したこと、28年4月から施行されるので、そのようなことも踏まえて、色々な機会を捉えて、周知広報を図って参りたいと考えています。

【委員】すみません。もう私、息子が障害になってから15、6年、20年近くになるのですが、その中で差別差別差別、偏見偏見っていうことを、ずーっと聞いてきています。誰が、じゃあ差別と偏見をしているんですか、ということを知りたいのですが、未だに不明です。地域の人達、いいえ、保健センターにしても保健師さんにしても、色々な立場にしても、その差別と偏見をしている人たちに向かっての対策ってというのが、なかなか目に見えないんですね。障害者の会に行けば、差別ってという言葉はいっぱい聞きます。でも、普通の会に行くと差別とか障害者という言葉は一言も出てきません。それで困っているわけです。この偏見、差別は、聞きたくありません。以上です。

【会長】はい、ありがとうございました。資料の2にあるように、障害者基本法の第4条では禁止とありますが、本当は障害者差別禁止法で、色々委員会等でやっていたみたいですが、差別解消法という法律になったという経緯もあるみたいですが。他に、このことについて各委員さんの方から、ご意見なりご感想ございませんでしょうか。色々な団体からおいでになりますが、いかがでしょうか。一つには、障害者の権利に関する条約に向けての、という動きが今あるみたいですが、まだまだ具体的には出ておらず、差別解消法とか、あるいは昨年からの虐待防止法とか、法律がたくさん出てきた。それをどう、差別解消支援地域協議会と、じゃあ、障害者自立支援協議会とどう結びつくんだとか、関わっていくんだとか、そういうこともこれから整理していかなければいけないのではないかと考えています。はい、それでは、それぞれの団体さん、あるいは委員さんです

ね、それぞれのお立場でご意見どうぞよろしくお願ひいたします。

**【委員】**今、おっしゃったのですが、例えば医療関係者の中でも、私は精神科なのですが、やっぱり差別なのか偏見なのか分かりませんが、やはりそういう部分というのはゼロではないっていうのは現実ではあるわけですね。それを少しでも軽減していくっていうのは、おそらく教育とか、共に過ごす時間っていうんでしょうかね、そういう体験を通さないと難しいのかなとは思ったりはしますが、そういうのをもうちょっと県の方で、教育機関と連携して取り組んで欲しいなっていうのは、私はずっと思っています。特に、メンタルヘルスとかいうのは分かりにくいですね。目にパッと見えにくいというんでしょうか。そうすると、理解していただくのにはかなり、学校の先生もそうですが、色んな人たちがまず知識を身につけなくてはいけないと思うし、今言ったように体験っていうんですか、共に時間を過ごす経験がないと、なかなか前に進みにくいかなっていう感じはするんですね。こういう法律で禁止だとか解消だとかパッとと言っても、表に出ると、それはそういう法律があるからまずいからっていうことで、本当に心から変わっているかどうかはまた別のところで動いてしまうっていうのはあるので、やはり小さい頃から色々な教育の現場の中で、日常生活の中で、そういう場面とか経験が増えるような機会を行政の方もご協力いただければと思います。

**【委員】**今の方の関連なのですが、差別に関連して、我々の社会的な障壁、制度的なもの、あるいは物理的なもの、それから情報面の解消というのは、法律ではある程度縛りを持つことが出来ますが、この心の面っていうか、心、あるいはその人の思い、思いを、これを法律で縛ることはできないんですね。だから、今の方が仰られたように、教育ですね、教育の中でも特に、道徳的なその人間性を問う、人間学を問うようなところの教育をやらないと、人の心ってなかなか変わらないから、非常に何ですね、教育が非常に大事じゃないかなと思います。明治時代には教育五育といって、知育・体育・徳育・食育・才育、この5つの教育をやっていたんですね。今はもう体育なら体育だけ、学問なら勉強なら勉強だけ、その一つだけを重視して何か教育をやっているような気がするので、これからの、徳島県だけじゃなくて、日本全体がその明治時代の教育五育に立ち返って、教育をやる必要があるのではないかと。でないと、心というのはなかなか変わらないので、法律では縛れない、これは。だから、物理的な面のことはある程度進んできていますよね、制度上の問題も法律で変えることが出来ますね、それから情報面も、障害者・高齢者に対する情報っていうのはある程度法律で変えることが出来るが、難しいのがこの心ですね。だから、教育が非常に大事だと、いうことは仰るとおりかと思ひます。以上です。

**【委員】**私共は、在宅訪問の協議会なのですが、私共は本当に障害というか在宅訪問で、本当に知的、身体、精神、障害っていう方、本当に全部在宅、お家の方に行かせていただいているんです。それで、小学校のお子さまから車いすの方とか、そういう方に色々、男性、女性に会ってお世話させてもらっているのですが、やっぱり結構直接ふれあっているんで、生の声っていうか、そういうのをすごく聞けるんです。お子さまのお母さんの生の声とか、あと、成人された方だったら本当、本人の悩みとか差別的な部分とか、そういうのも色々聞きますが、やっぱり、何と言うか現実として現在、差別っていうのは本当に残っていると思うんです。学校教育の方でもよく、差別をなくそうとか勉強の方

で色々しているみたいですが、それが本当に、子どものときにそれが身について、そのまま大人になって、そういう気持ちを持ってずっと大人になってくればいいのですが、やっぱりどこかでつまずいて、大人になったときにそういう発言をしてしまうっていう部分があると思うんです。本当に障害差別っていうのは難しい問題で、これから先、本当に色々取り組んでいくと思うのですが、やっぱりなかなか解決するには難しい問題かなとは思いますが。それともう一つちょっと思ったのが、やっぱり障害者の方の中にも、言い方は悪いが、障害者というのを売りにしている方がやっぱりいらっしゃるんです。何かやっぱり我々は気を付けてしゃべっているつもりなのですが、「あ、障害者だからそんな言い方するんだな」とか、「差別した」とか、日常の会話の中でやっぱり、ぼろっと出るところがあるんです。だから、こちらとしてはそういうあれではないのですが、当事者の方が「自分が障害だから」と、中には言われる方もいるので、やっぱりそういうところも逆に、やっぱり改善すべき部分でもあるかなとも思うんです。健常者が差別をするというのは勿論駄目なのですが、障害者自身も、私も障害の者が家族にいないのでよく分からないが、やっぱりその障害者自身も、やはり前向きにいていただければ、というところもちょっと日常仕事をしていて思ったことです。以上です。

**【委員】** 皆さんのご意見を色々聞かせていただいて、先程の方が仰った、ご本人の「あ、障害があるからそういう言い方になるんだな」というような捉え方なのですが、逆にそれは、「こういうことを言っても良い相手だ」という親しみあつての言葉かなと思います。そう思うのは、私自身、どういうことが差別と感じられて、どういうことが偏見だと思われてしまうのかっていうのは、正直分からない。そのときに、どういうふうにしたらこれが合理的配慮になるのか、それはもしかしたらご本人自身も分からないかもしれません。大変、無理だろうと思っていたことが、他の人の例で「こういうことをしたら自分も出来たのに」というようなヒントがもらえることがあるんですね。そういうふうなヒントをどんどん積み重ねるっていう意味で、何か解消したっていう時とか、それから、あるいは「こういう言われ方をすると辛いんだよな」というふうなことがあつたら、それをご本人は話すのも辛いと思うのですが、話せる場、例えばとても親しい、しかも専門職に就いていらっしゃる方がいたら、どんどんそういう例を、ちょっと勇気が要ると思うのですが、こういう言われ方をすると差別と感じてしまう、しかもそれは、相手が良かれと思って言ってくださることが、親切のつもりで色々自分の行動を制限している、それは思いやり行動なのか、いや、お節介というか、そのあたりなのかっていうふうなことを、教えてもらえるチャンスを増やすっていうのがありがたいなと思います。やはり、最初色々発言された委員の方が仰るように、教育の力はとても大きいと思います。その教育なのだが、お子さん達はきっと素直に色々な体験を身につけていくと思うのですが、その中で、自分が色々出来る、手伝ってあげるっていうふうな、何々してあげるっていうふうなイメージを持ってしまうと、今度は、長い人生、自分が途中で何らかの障害を負ったときに、何々してもらおう立場になる、される・してもらおうっていうふうな捉えてしまうと、その子自身のショックというか、そのようなギャップも大きいと思うので、そのあたり、ちょっと難しいのですが、色々な経験とか、良かれと思つての、本人良かれと思つて、またきっと周囲の人も微笑ましく思うであろう、こういう時には差別になるんだっていうのはどんなケースだろう、そういうふうなのが色

々あって、こういう捉え方をしてしまう場合もあるんだっていうことを、とにかく知る、知る、知るって積み重ねが必要なのではないかなと思います。すみません、私自身も考え中の問題です、これは。

**【委員】** 差別とか偏見が分からない。もう当然なんです。それは自分の心の中にあるんです。私が先程、一番最初に、私がもう20年くらい前に、昔は差別っていうのをすごく勉強してきました。ところが、何も分からなかったときに、「あ、差別は自分の心の中にあると思います」と言ったときに、「すごい！」と言ってくれた先生がいました。その先生、言って良かった、しゃべって良かったという気持ちで、差別と感じ、どこが差別か分からないんですよ、だから、私も当事者と話をしている、ひょっと言ったときに、「あ、〇〇ちゃんと言われているよ）〇〇ちゃん今言った言葉が私すごいせこい、苦しい」と言われて、「あ、ごめん、言ってくれたらいいのに」みたいな感じはあるのですが、そこまでは言えていないと思うのですが、でも、その子ともう何年も何年も付き合っている中で、この言葉は言ってはいけない、この言葉まで、この範囲までなら言うても良い、っていうのが、先程言った、共に過ごす時間が長ければ良く分かる、っていうのが分かってはいるのだが、すごく分かってはいるのだが。私達は障害者のところにいつもいるじゃないですか、でも一歩引いて、普通に生活している人たちが「あの子ってこんなやろ」とか「あの人ってここ悪いんやろ」とか言われたら、ちょっとドキッとします。その人達にどうやって、どんなにしてたら伝わっていくのかなっていうのが。伝えたいです、私は。そうやって見ている人たちに対して。伝えたいんです。隣のおばちゃんが「あの子ってここ悪いんやろ。あないしてるんやろ」と言っているおばちゃんに対して、「ううん…」という返事しかできない。どうすればいいですか。どうやってそういう人たちに「そんなことないよ」っていうことを言いたいのだが。伝えていきたいです、私は。そういうことです。

**【委員】** 県あげての広報のやり方で一つお願いがあります。以前私の所属している大学で、徳島県の方と協力させていただいて、発達障害シンポジウムという啓発事業を開催しましたが、その時の広報の仕方でもとても悩みました。というのは、わざわざ何か銘打って開催してその情報を取り入れる方々というのは、元々知りたいという方なんです。なので、できたら県の方々、集めようと思ったらすごい知恵が集まると思うので、障害とかそういうことに全然関係ないようなイベント、そういうところで、実際は色々な障害者関連のところに所属している方がイベントで出演されるとか、色々そういう形で、全くまるで障害に関する啓発じゃない事業の方でPRをどんどんしていただければどうかなと思います。あと、もう一点なのですが、その広報の仕方、特に、日頃取り立ててこの分野に関心があるとか、そういうふうには示さない方の注意を引くにはどうしたらいいかっていうノウハウはどうなのでしょう。新聞社だとか放送関係とか、マスコミュニケーションについて仕事されている方、色々広報の仕方、ノウハウがあるのかなと思いますので、そういった何かヒントを取り入れていただけたら、効率の良い広報とか何か、分からないが、日頃色んな関心とかそういうふうなのが特に無くても情報が入っちゃうというふうな広報の仕方を、是非考えていただきたいなと思います。すみません、「こうして下さい」じゃなくて「考えて欲しい」というか、まだアイデアが出ないのですが、すみません。

**【委員】** 障害者差別解消法とありますが、やはり聴覚障害者も大きな壁を感じています。実際のところ、本当に差別が解消されるのかどうか分かりません。また、行政の皆さんもきちっと理解をしていただけるかどうか疑問を感じています。できればお願いしたい、徳島県の皆が団体に入れるようにも是非支援をしていただきたいと思いますのです。例えば、就職の面接のときに、平然と「電話は出来ますか」と聴覚障害者に向かって言うんですね、とか、「口が読めますか」とか。それをうまく、耳が聞こえないことが理由なのだけれども、別の言い訳で、理由で入社を断るとか、そういったこともまだまだ残っています。障害者差別解消法を本当に正しく理解してもらえるように是非、県としても周知をお願いします。

**【会長】** はい、ありがとうございます。はい、よろしいですか。県だけではなく、関係する者含めて、ここから考えていかなければならない事だと思います。教育現場を含めて、保育現場を含めて、交流保育とか色々包み込む教育とか色々言っていますが、やっぱり実体験しないと、小さいときからそういう人たちに触れていくというか、私らの時代は知的障害の人が、就学猶予免除の対象だったから、私が現場にいる時、そうだったから変だなと思っていましたが、けれども小学校の中学校の一クラスに一人か二人はいました。皆がそれを支えていたような、今はちょっと分からないが、そういうことがあって、やっぱり触れるってことが、一緒になってやるということが必要だと思います。厚生労働省は、障害者総合支援法の理念は「共生社会」と言っていますが、共に生きるは障害者だけではないですからね、共に生きる社会ということで今動き出していますが、それをどう実現するか、作っていくかが一つの大きな大きな課題というか、実践していかなければいけないことではないかと思います。はい、ご意見を色々伺いました。ご提案もいただきました。他にいかがですか。優先調達法についてはよろしいか。はい、お願いいたします。

**【委員】** 調達の仕方ですが、今年目標が15%アップの1930万円、どこがどうやってどうするのか。どこが15%に、どう指導するのでしょうか。

**【障害福祉課長】** 今回の調達、先程説明させていただいた推進方針に関してですが、県が行う取組であり、先程も申しましたように庁内、全庁的に、例えば今まで実際に調達した物があります。それ以外も、今までしていなかったがこういうものがあるということで、お手元にお配りしたカタログ等、そういうのを全庁的に周知を図っており、それに基づいて、例えば今後こういうイベントがあると、それだったら県外の方が来る場合、記念品に例えば藍染めをどうですか、とか、そういう形で全庁的に調査を行い、例えばこの授産協であるとか、個別の施設から、調達可能なものにあっては、独自にお願いし、調達に向けて取り組んでいるところであります。

**【委員】** 何か漠然としているような気がして、私達当事者としたら、15%ですか、それを余分にするとか。だって今聞いた話では、15%いくんかいなという気がして、ちょっと漠然としているのではないかなと思ったので質問したんです。

**【障害福祉課長】** すみません。県の予算額というのは当然限りはありますが、その予算の中で工夫をして、県は今までしていなかったのだが、掘り起こしていこうと、そういう形です。例えば、今すぐじゃあこれをどうするっていうようなものではなく、色々今全庁的に調査もかけており、その中で協力いただけるものはしていただくという形で、今

進めています。

**【委員】** 工賃のアップを言われるが、なかなか出来ないのが、是非、公共的なものは少し力を入れて支援していただきたいと思うので、よろしくお願いします。

**【会長】** はい、ありがとうございます。元々、工賃倍増が倍までいかないから工賃向上となり、今回の優先調達推進法も、お一人お一人の利用者さんの月額の平均工賃っていうんですかね、それを上げていくと。ただ、徳島は工賃倍増も工賃向上も全国二位だったりする。私は大阪府の方に関わっているが、6月、9月と会議があり、大阪府が一番ワースト1です。それでも1万円超えた。あるいは3万円ですね。工賃、月給ですね。手取りと言うことで、大分成果をあげてきている。かつ、それなりに動きをしている。大阪府庁の中にクッキーとかパンとかこういうのが、本当は県庁の一階のロビーに並べばいいと思うんです。そして、それで、何というか広めていくっていうのも一つですね。やっぱり方策をしないとと思います。

**【会長】** はい、それではいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。3つのことについて説明させていただきました。今回、3つの議事について皆様方からご意見なりご提案を頂きました。色んな取組みで検討課題ですね、等々については事務局で検討していただいて、次回、あるいは事前に委員さんの方にお諮りいただくということで、よろしくお願いします。それでは、今回の協議会に関する議事録の公開内容については、事務局と私に一任していただくことでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。それでは、本日の会議を終了させていただきますが、事務局の方に、今後のことについてご説明をお願いいたします。

**【福祉子ども局長】** 本日は大変重要なお意見を頂きました。障害者差別解消法ということで、障害者の皆様方、それから保護者の皆様、関係機関の皆様方、非常に強い期待を持たれているというふうに実感したところであります。元より、この差別解消法の実施に向けて、これから国の方が具体的な内容、対応方針等を決めて参ります。ただ、徳島県としては、本日頂いたご意見、これも踏まえてしっかりとした対応を取って参りたいと思っております。心の問題ということで、本当に身に迫るご意見を頂いたと思っておりますが、この部分については教育委員会、それから県でも色んな講義なりシンポジウムなり講演会等やっています。どういった工夫が出来るのか検討させていただきたいと思っております。周知広報については、長い時間がかかるという結果もあり、これまでもあったわけですが、気を長く持ってしっかりと取り組んで参りたいと思っておりますので、皆さま方の今後とものご協力をお願い申し上げたいと思っております。今後とも、障害者施策推進に向けて、この場以外においてもご意見をいただければありがたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。